

新平戸市立平戸図書館運営方針

平成27年6月

平戸市立平戸図書館

目次

1.平戸図書館運営の基本方針	・・・ 1
2.基本方針を推進するために	・・・ 2
(1)まなびを支える図書館	・・・ 2
ア. 多種多様な情報・資料の収集・保存	
イ. オンラインデータベース情報の提供	
ウ. 自動貸出機による利便性の向上	
エ. インターネットを使った図書館システムの機能拡充	
(2)まちの情報センターとしての図書館	・・・ 3
ア. データベース化した地域資料の公開	
イ. 平戸ゆかりの人物の紹介	
ウ. 産業・観光、街案内情報の発信	
(3)地域の課題解決を支援する図書館	・・・ 3
ア. レファレンスカウンターによる案内	
イ. インターネット端末を利用した情報検索機能の充実	
ウ. キャレル席、グループ室、談話コーナーの提供	
エ. 交流と情報交換の促進	
オ. ボランティア活動の支援	
(4)すべての利用者にやさしい図書館	・・・ 4
ア. ユニバーサルデザイン	
イ. 多様な言語・文化に配慮したサービス	
ウ. こども図書館機能の充実	
エ. 学校図書館の支援	
オ. 広域サービス	

3. 市民のための図書館運営	・・・ 6
(1) 開館日・開館時間	・・・ 6
(2) 各種事業の実施	・・・ 6
(3) 図書館ネットワークの整備	・・・ 6
ア. 図書館間の連携と協力	
イ. 広域利用の促進	
ウ. 学校・幼稚園・保育園、及び地域の社会教育・福祉施設等との連携・支援	
エ. 行政部局・各種団体・機関との連携	
オ. 団体貸出対象資料の充実	
(4) 図書館職員	・・・ 7
(5) 図書館協議会	・・・ 8
(6) 市民参加型の図書館(利用者や市民活動との協働)	・・・ 8
(7) 広報活動	・・・ 8
(8) その他	・・・ 9
ア. 継続的な予算の確保	
イ. 個人情報保護の徹底	

1. 平戸図書館運営の基本方針

豊かな自然と歴史にはぐくまれた平戸市は、伝統文化と歴史的遺産を大切にし、郷土の限りない発展や平和を願い、教養と文化をたかめ豊かなまちづくりを目指しています。

これを基に平戸図書館は、文化の創造とまちづくりに資することを目的として、必要な資料や情報を収集し、迅速に自由で公平な資料の提供を行います。また、社会・経済情勢の変化を受け、図書館に対する多様化・高度化・個別化する要求に応え、市民の自発的な学習を支援します。さらに市民の参加と協働を得て、市民に密着した暮らしに役立つ図書館の運営を図ります。

☆キーワード　ひと・まち・情報／つどう・まなぶ・つなぐ・ひらく

○人と本、人と人との出会いと交流の場をつくります。

- ・あらゆる世代に親しまれ、一人ひとりの居場所・憩いの場となります。
- ・親しみやすい環境の中で、本や情報との出会いを通じ、それぞれの年齢に応じた子育てを応援します。

○さまざまな分野の情報拠点となり、まなびを提供します。

- ・地域の歴史、文化、産業、観光など、さまざまな分野の情報拠点となり、地域の活性化やまちづくりに貢献します。
- ・子どもが本に親しみやすくするための読書環境を提供するとともに、学校・家庭・地域と連携し、子どもの読書活動を推進します。
- ・図書業務に係る職員の専門的資質向上や資料の充実に努め、より豊かな質の高いサービスを提供します。

○市民とつながり、未来をひらきます。

- ・市民と共に育ち、市民が育てる図書館を目指し、市民や関係団体と協働して図書館運営や活動を充実させます。
- ・将来の夢、地域への愛着や誇りを持つ、明日を担う人材を育成します。

2.基本方針を推進するために

(1)まなびを支える図書館

あらゆる世代の利用者が学べる環境を整備するとともに、市民の自主活動や様々な体験活動、その活動の成果発表の場を提供します。それによって、利用者同士で学び合えるコミュニティ形成を促進します。

ア. 多種多様な情報・資料の収集・保存

基本となる選書方針及び収集計画、除籍基準を策定し適切な資料保存に努めます。

文学作品はもちろん、参考図書、教養・実用図書等、幅広い分野の資料を収集します。雑誌、新聞は専門分野だけでなく、趣味や子育て、健康、就業等、市民の生活に役立つ幅広いタイトルを収集します。また、郷土に関する新聞スクラップの記事見出しをデータベース化します。視聴覚資料も充実させ、定期的な上映会を開催します。郷土資料は、積極的な収集に努め、無形文化財、古文書などの資料を市民の財産として保存します。

さらに必要に応じて、他の図書館等から資料を借用するなどして、利用者が必要とする資料を提供します。

イ. オンラインデータベース情報の提供

情報化により普及している有料オンラインデータベースを採用し、最新の各種データを提供します。今後も利用者のニーズに対応できるデータベースを追加し、新鮮で利用価値の高い情報を提供します。

ウ. 自動貸出機による利便性の向上

自動貸出機を導入し、貸出手続きの簡素化や、利用者自身によるスムーズな貸出処理を行います。また、夜間利用時間の拡大を図り、利用しやすい環境を整備します。

エ. インターネットを使った図書館システムの機能拡充

図書館ホームページ機能を充実させ、利用促進を図ります。インターネット上からの検索、予約、利用情報確認や貸出延長操作に加え、予約本確保メール配信、メールレファレンス機能の充実を図ります。また、未所蔵本の書誌情報を提供し、リクエストへとつなげます。さらに、図書館から利用者へ「おすすめリスト」や「テーマ別リスト」等の情報発信をしていきます。広報やお知らせ・案内を通してこれらの機能の利用促進に努めます。

(2) まちの情報センターとしての図書館

様々な情報を発信する情報センターとして、市内の観光資源や歴史・文化・産業、平戸ゆかりの人物の功績等、平戸の魅力を内外にPRします。さらに、地域・行政資料などの収集・保存に努め、利用者が必要とする情報を提供します。

ア. データベース化した地域資料の公開

前身である沖図書館から移籍された資料や所蔵する地域資料の中から、これまでにデジタル資料化していたものを、図書館ホームページ上で公開し、書誌情報を整備します。

イ. 平戸ゆかりの人物の紹介

平戸出身あるいは平戸と関わりがある人物の功績等を、関係書籍とともに郷土コーナーで紹介するほか、ホームページ等で積極的に発信します。

ウ. 産業・観光、街案内情報の発信

平戸城、松浦史料博物館、オランダ商館、島の館等の各施設との連携、また、平戸の歴史文化遺産・観光資源や産業等、個性あふれる多数の素材の魅力を、企画展示スペースやホームページを通してPRします。また、観光拠点として、平戸観光情報等も発信します。

(3) 地域の課題解決を支援する図書館

利用者が必要としている資料・情報を提供するとともに、利用者自らが幅広く情報を得られる環境を整備し、課題解決の支援をします。

ア. レファレンス(相談)カウンターによる案内

情報を活用し、利用者の様々な調査研究や学習を支援するレファレンス(相談)カウンターを設置します。手紙やメール、FAXなど、様々な形で照会や質問を受ける体制を整えます。また、直接回答するほか、関連機関や行政窓口等を案内するなどして、利用者が少しでも課題解決に近づけるよう支援します。さらに、全図書館職員がレファレンスに対応できるよう継続的な研修を実施します。

イ. インターネット端末を利用した情報検索機能の充実

利用者が直接情報にアクセスできるインターネット端末を用意します。また、館内に無線 LAN の環境を提供し、利用者が自分の端末を持ち込み利用できる環境を提供します。

ウ. キャレル席、グループ室、談話コーナーの提供

個人利用者が学習できるキャレル席や、グループで話し合いをしながら学習ができるグループ室を設け、状況に応じた学習ができる環境を整備します。また、図書館の中に談話コーナーを設けることにより、利用者同士のコミュニケーションの場も提供します。

エ. 交流と情報交換の促進

公民館との複合施設である利点を生かし、人と人、人と情報、そして活動がつながる環境を提供します。施設内の研修室、会議室等を利用するグループ活動や講座等を通じて、利用者同士が交流し情報交換の場が設けられます。そこへ図書館の持つ関連資料や情報を提供することにより、活動の広がりや深まり、さらに課題解決ができるよう支援します。

オ. ボランティア活動の支援

利用者のニーズに即したサービスを提供するには、利用者である市民との協働が欠かせません。子どもたちと本をつなぐ読み聞かせグループが、図書館資料を手にとりながら話し合えるコーナーや、音訳ボランティアのための録音室を設け、ボランティアの方々が活躍しやすい環境を整備し、そのための資料も充実させます。さらに、市民ボランティアの方々の育成と、グループの自主的な活動を支援します。

(4)すべての利用者にやさしい図書館

図書館はあらゆる人々が利用する施設です。すべての人が利用しやすいよう、それぞれの利用者層のニーズに合わせたサービスを展開します。広域利用のために、2つの図書館と4つの公民館図書室によるサービス網を充実します。

ア. ユニバーサルデザイン

障がい者や高齢者、子育て中の方々が利用しやすいように、段差のない床や“みんなのトイレ”を設置するとともに、赤ちゃん用ベッドやオムツ替えシート、授乳室等を完備します。さらに、すべての人が図書館利用に不自由を感じるこ

いように、利用者の要望を的確に把握し、サービスを展開できる職員養成に努めます。

イ. 多様な言語・文化に配慮したサービス

国際的観光都市を目指し、外国人観光客、利用者にも配慮したサービスを提供します。外国人観光客向けの利用案内、観光パンフを用意します。また、案内表示の工夫をします。

さらに、言語の学習を促進する資料を提供します。また、他の言語を学ぼうとする人たちのための活動を支援します。

ウ. 子ども図書館機能の充実

主に絵本と子ども向けのよみ物を提供する「子どもの本のコーナー」では、子どもが本を楽しめ、探しやすい利用しやすい環境を用意します。また、「おはなしのへや」で定期的におはなし会を開催します。

知識分野の本は、児童書と一般書を混合配架し、利用の幅を広げ、子どもの本の世界を広げます。

さらに、保護者に対しても図書館資料や親同士の交流の場から、子育てに関する情報が得られる環境を整備します。

エ. 学校図書館の支援

「子ども読書活動推進計画」の策定を目指し、公立図書館と学校図書館の連携を通じて、子どもの自主的な読書活動環境を整備します。

学校図書館支援員や図書館担当教諭と連携しながら、図書館システムを活用した予約・配送システムを整え、運用面での充実を図ります。さらに児童・生徒の図書館利用を促進するとともに、授業や調べ学習で公立図書館の資料活用を推進し、学校図書館を支援します。

オ. 広域サービス

市内全域に図書館サービスを届けるために、2つの図書館と4つの公民館図書室をサービス拠点とする平戸市図書館サービス網の充実を図り、運営体制を整えます。度島地域へのサービス拠点づくりも検討します。

3. 市民のための図書館運営

図書館の目的は、すべての住民に、基本的人権である文化的で潤いのある生活を営む権利及び国民の知る権利を保障することにあります。文化の拠点施設として、市民すべての生涯学習を支え、生活に必要な情報を提供するために、基本方針に基づいた具体的施策が必要です。

(1) 開館日、開館時間

平戸図書館は、展望と景観の良さという他にはない特色をもつ図書館です。また、平戸城駐車場、レストハウス隣接という立地から、観光案内の拠点の一つにもなります。さらに、市民の学習の場、課題解決拠点、くつろぎと癒しの場所であり、北部公民館と併設する複合型図書館という性質を考慮し、開館日及び開館時間を検討する必要があります。

○開館時間

午前10時から午後 8 時まで

ただし、午後 6 時でサービスデスクは終了し、午後6時から午後 8 時までは、自動貸出機による貸出と閲覧のみ

○休館日

年末年始 12 月 28 日から 1 月 3 日

特別整理期間 15 日以内

(2) 各種事業の実施

時代とともに変化する社会状況に対応した図書館運営を評価し、検討を加えながら毎年、さらに中・長期的に見直しをします。

基本方針に基づき以下のような事業を計画します。

- 講座、講演会、映画会、おはなし会等の企画、実施
- 幅広い世代へ向けた図書館利用及び読書案内の実施
- 調査・研究等への相談業務
- 図書館ボランティア養成講座の実施による人材養成と活動支援
- 会議室・講座室等の利用団体への資料提供と図書館利用推進
- 人材情報の収集と活用

(3) 図書館ネットワークの整備

図書館サービスは、他の図書館や関係機関とのネットワークを形成することによって豊富な資料と情報の共同利用が可能となります。そのためには、他市町村や、他県の図書館、大学図書館、各種機関とのネットワーク形成と相互貸借サービスの充実が必要です。

また、市内各教育機関や福祉施設への団体貸出や図書館利用案内、出前講座等の企画をとおして積極的な利用を促進します。

ア. 図書館間の連携と協力

- 県内外の図書館横断検索・相互貸借及び共同レファレンス事業への参加

イ. 広域利用の促進

- 市内図書館、公民館図書室との連携

ウ. 学校・幼稚園・保育園、及び地域の社会教育・福祉施設等との連携・支援

- 図書館見学会
- おはなし会、ブックトーク等の出張講座
- 団体貸出・配本

エ. 行政部局・各種団体・機関との連携

- 行政資料の収集・提供・保存

オ. 団体貸出対象資料の充実

(4) 図書館職員

図書館サービスの充実や、資料と利用者を的確に結びつけるためには、そこで働く職員の力が重要です。図書館と資料に関する専門的知識と技術のみならず、あらゆる利用者に適切なサービスを提供できる資質と能力を持ち、地域情報に精通した専門職員(司書)を配置します。また図書館職員の資質向上のために継続的な研修を行います。さらに、図書館運営に必要な職員数の配置と人員体制を整えます。

- 適材適所の人材配置
- 司書の専門性を高めるための研修会や講座等への参加
- 専門分野に精通した知識や技術を持つ職員の養成

- 適正な職員数、雇用と身分の確保

(5) 図書館協議会

図書館の民主的運営を担保し、市民の声を反映した図書館運営を進めるために、図書館協議会の位置づけとその活動は重要です。図書館協議会を利用者、市民の代弁者として、図書館運営に積極的に活用します。

- 図書館協議会は、図書館長の諮問に応じ、図書館の運営や図書館サービスについて意見を述べます。
- 図書館協議会の存在を市民にPRし、協議会の開催状況を図書館報等に掲載し、市民に広報します。

(6) 市民参加型の図書館(利用者や市民活動との協働)

市民に開かれた図書館とするために、図書館の基本方針、運営方針、年次計画及び施策目標などを、市民にわかりやすく示します。同時に、利用しやすい図書館づくりのために、利用者からの意見を聴き、より積極的な市民参画を得られる仕組みをつくります。

- ボランティア養成講座の実施
- 図書館ボランティアの募集・活動支援
- 図書館ボランティア等との交流の場

(7) 広報活動

図書館は、本を読むだけにとどまらず、日々の生活の中で役に立つ施設です。また、将来を担う子どもや若者たちが、知識や学習のみならず、ふるさとに対する理解と愛情を深め、夢をもち、未来に対して希望をつなぐことができる施設です。

図書館の持つ多様な機能を紹介し、さらに利用を拡大させるための積極的なPR活動に取り組みます。

- 図書館広報誌の発行
- 図書館の利用に関する講座の充実
- レファレンスサービスについてPRの実施
- ホームページの充実
- 図書館見学・研修等の積極的な受入体制づくり

(8)その他

ア. 継続的な予算の確保

自治体の厳しい財政状況の中においても、質の高いサービスを提供できる図書資料を確保し、地域の実情に応じたサービスに必要な資料収集のため、継続的な予算確保に努めます。

イ. 個人情報保護の徹底

個人の信条や思想の自由を守るために、その思索の元となる個人の閲覧・貸出・レファレンス情報等は、厳重に保護されなければなりません。そのために以下のことを正規、非正規職員という雇用の違いに関わらず、全図書館職員に対して意識を徹底させます。

- 情報システムを対象とした個人情報の適正な取扱いに努めます。
- 業務やサービス向上に資するため、図書館が取得・保有する個人情報は、利用目的を明確にし、目的の達成に必要な範囲内で保有します。
- 法令に基づく場合など特別な理由のあるときを除き、目的以外で利用したり、第三者に提供したりしません。
- 保有する個人情報への不正アクセスや個人情報の漏えいなどを防止するため適切な措置を講じます。
- 利用目的が終了した個人情報や、保存期間を経過した個人情報は、確実に廃棄・消去します。